

添付資料 15：化学物質室内濃度調査要領

工事完了後に以下のとおりに化学物質の室内濃度測定を行い、室内空気質の状況が、厚生労働省の「室内化学物質の指針値」のうち、以下の 6 物質について、指針値以下であることを確認し、市に報告すること。

1 測定物質

測定物質	厚生労働省が公表している濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)
パラジルクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)

2 測定場所

建替住棟：全住戸の 10%以上とし、各住戸 2 室以上

集会所：集会室（測定箇所 2ヶ所）

3 採取条件

品確法に基づく評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号。以下「評価方法基準」という。）第 5 の 6 の 6-3 (3) イに定める採取条件によること。

4 測定方法

評価方法基準第 5 の 6 の 6-3 (3) ロに定める測定方法によること。

パラジルクロロベンゼンについては、評価方法基準第 5 の 6 の 6-3 (3) ロ②に記載の固相吸着－溶媒抽出法、固相吸着－加熱脱着法又は容器採取法及びガスクロマトグラフ－質量分析法により、濃度を求めること。

5 採取条件の記録

以下の採取内容について記録し、市に報告すること。

- ・ 測定物質の名称
- ・ 測定物質の濃度
- ・ 測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称
- ・ 採取を行った年月日
- ・ 採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻
- ・ 内装仕上げ工事を完了した年月日
- ・ 空気を採取した住戸番号と居室の名称
- ・ 採取中の室温又は平均の相対温度

- ・ 採取中の天候及び日照の状況
- ・ 採取前及び採取中の換気及び冷房の実施状況
- ・ その他測定物質の濃度に著しく影響を及ぼすもの